○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県東伯郡三朝町大字木地山字向下小屋一八〇の一、一八〇の一五から一八〇の三〇まで、字中小屋三一二の一、三一二の四から三一二の一一まで、三一三の四、字今井谷三一四の一、三一四の二一から三一四の六〇まで、三一四の六三、三一四の六四、字力石平四五九、四六〇の一、四六〇の一四、四六〇の一五、四六〇の一八から四六〇の三一まで、字深知川向四七七の一、四七七の一七から四七七の二四まで、字五輪谷五八二の一から五八二の三まで、五八二の一二から五八二の一五まで、五八二の二〇から五八二の二六まで、字能谷奥七九二の一から七九二の二五まで、字栗祖一〇一九の一〇、一〇一九の一一、一〇一九の一四、大字穴鴨字余川谷一二九六の七、一二九六の一〇、一二九六の八六から一二九六の一二〇まで、字小原一三四七から一三四九まで、一三五二、一三五三、一三五四の一から一三五四の三まで、一三五五、一三五六、一三五九の一、一三六〇、字向キ津谷一三六一、一三六二、一三六三の一、一三六五の一、一三六五の二、字才ノ木一三六七、一三六八、大字加谷字滝ノ谷七五八の五から七五八の四五まで、字下タノ谷七六八の一、七六八の一六、七七〇の一四から七七〇の二九まで、七七〇の三二、七七一の一、七七一の一三から七七一の二三まで、字西ノ谷奥七七二の一、七七二の三から七七二の一三まで、七七三の一から七七三の一九まで、七七四の六から七七四の五五まで、七七四の五七、字小保木奥七九三の一、七九三の六、七九三の一二、七九三の一八から七九三の三五まで、七九三の三七から七九三の六二まで、八〇八から八一二まで、八一五の一、字向フ小保木八一六の一から八一六の四まで、八一六の八、八一六の一〇から八一六の一六まで、八一六の二二、八一七から八二一まで、八二二の一、八二三の一、八二四の一、八二四の二、八二六、八二七、八二八の一、字向山八二九の一、八三〇、八三一の一、八三三、八三四、八三五の一四、八五二の一、八五二の二九、八五三の五一、八五三の五三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷字栃谷原一の一から一の三まで、一の五から一の九まで、二の一、二の三から二の五まで、二の七、二の一〇から二の一五まで、二の一七から二の二四まで、二の二六、二の二九、二の三〇、二の三四、二の三九、三の一から三の七まで、三の九から三の一五まで、三の一八、三の二二、三の二四から三の三二まで、三の三八、三の四〇、字水無原四の一、四の三、四の四、四の四二、四の四三、四の四八、四の五〇、字桝水高原七九一の五、七九一の一、七九三の二、七九三の六、七九三の七、七九三の九、七九三の二六から七九三の三二まで、七九三の四七、七九三の五一から七九三の五三まで、七九三の六一から七九三の六三まで、七九三の六七、七九三の六九、七九三の七四、七九三の七五、七九三の七八、七九三の八一から七九三の八四まで、七九三の八八、七九三の八九、七九三の一〇〇から七九三の一〇二まで、七九三の一〇五から七九三の一〇八まで、七九四の一から七九四の四まで、岩立字桝水高原四の一、四の二、四の六から四の一三まで、四の一五、四の一八から四の二〇まで、四の二四、五の一、五の四から五の七まで、五の九から五の一一まで、六の一、六の三から六の五まで、七の一、七の三、七の四、八の一、八の三から八の六まで、九の一、九の七、九の九、一〇の一、一〇の三・一〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の二、一二の一、一二の三から一二の三七まで、一二の七〇、一二の七一、一二の七三、一二の七四、一二の七六、一二の七七、一二の八〇から一二の八五まで、一二の八七、一二の八九から一二の一二一まで、一二の一五六から一二の一六〇まで、一二の一六四から一二の一七三まで、一二の一七五、一二の一七七、一二の一七九から一二の一八七まで、一二の一九八、一二の一九九、一二の二〇一、一二の二〇三、一二の二一六、大内字桝水高原一〇六七の一、一〇六七の四、一〇六八の一、一〇六九の一から一〇六九の四九まで、一〇六九の五一、一〇六九の五四、一〇六九の五五、一〇六九の五七から一〇六九の五九まで、一〇六九の六三、一〇六九の六八から一〇六九の七〇まで、一〇六九の七二から一〇六九の七七まで、一〇六九の七九、一〇六九の八一から一〇六九の一〇三まで、一〇六九の一〇九、一〇六九の一一二、一〇七二、一〇七三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県日野郡江府町大字杉谷字高橋四八の一、六〇、六三から七三まで、七六、字堂ノ垰六〇〇、字宮ノ谷奥六二八から六三七まで、字笹原垰七四三、七四四、七四六、字沖垰七五四から七五八まで、七五九の一、七五九の三、七六〇、七六一、字津ノ垰七七七、七七八、七八〇から七八七まで、字向平ラ七八八の一から七八八の八まで、七八九、七九〇、字猪ノ子山ノ二七九七の一、七九七の八から七九七の四六まで、字猪ノ子山ノ一　七九八の一から七九八の一二まで、字猪ノ子山八〇一、八〇二、字境ヶ谷尻リ八〇三、字境ヶ谷八〇四から八〇六まで、大字貝田字左谷八五五の一から八五五の二三まで、字渋ヶ平ル八五六、八五七、字右谷八五八の一から八五八の八まで、大字美用字滝ノ上一八六九、一八七〇、字杤谷ノ一　一八七一、一八七二、字杤谷ノ二　一八七三の一、一八七三の二、一八七四の一、一八七四の二、一八七五、字境ヶ谷一八七六から一八七九まで、字ヲバ山一八八〇から一八八三まで、字中ソ祢一八八四から一八八六まで、一八八七の一、字林ノ平ル一九〇六から一九〇九まで、一九一〇の二、大字大河原字大成一九三一の一、一九三一の三、一九三一の六から一九三一の一四まで、一九三一の三八から一九三一の四九まで、一九三一の五一、一九三一の五三、一九三一の五五、一九三一の六〇、一九三一の六三、一九三一の六四、一九三一の六七、一九三一の六九、一九三一の七一、一九三一の七三、一九三一の七五、一九三一の七七、一九三四から一九三七まで、一九三九、字ツカン原一九四〇、一九四一、一九四二の一、一九四三、一九四四の一、一九四四の二、一九四五、一九四六、一九四九、一九五〇、一九五二、一九五三、字武用垰一九五四の一から一九五四の三まで、一九五五から一九六九まで、一九七〇の一、一九七〇の二、一九七一、一九七二、字三垰一九七三、一九七四、一九七六から一九七八まで、字淀平一九七九三、一九九五の一、一九九五の二、一九九五の四、字上大垰一九九七、一九九八の一から一九九八の五まで、一九九九、二〇〇〇、字中ノ垰二〇〇一から二〇〇七まで、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇九の一、二〇〇九の二、字大垰二〇一〇から二〇一六まで、二〇一七の一、二〇一七の二、字内山二〇二二から二〇三〇まで、大字御机字杉川七五八、七五九の一から七五九の九まで、七六〇の一から七六〇の三まで、七六一、字木崎七六五の三